会員各位

公益社団法人東京都柔道整復師会 理 事 会

## 臨時総会開催にあたってのお願い

会員各位には、日頃より都柔整会務にご理解、ご協力をいただき、役員 一同、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の臨時総会では、公益社団法人制度の改正により外部理事・ 外部監事の選任が必要で「定款の改正」の審議を予定いたしております。

「定款の改正には、<u>総正会員の3分の2以上の決議が必要(定款第19</u>条2)」と規定されております。

なお、今回は緊急に開催する必要があったため、やむを得ず平日に、また、会場の確保も困難で、手狭な都柔整会館会議室で開催することにいたしました。そのため誠に不本意ではありますが、委任状中心の開催といたします。

つきましては、何卒上記の趣旨をご理解いただき、<u>必ず委任状(ハガキ:代理人選任届)をなるべく早めにご提出ください</u>ますようお願い申し上げます。

また、総会の議事運営について、総会運営規則第11条4項に基づき、 会務に関する質問については緊急な場合を除き、あらかじめ書面で提出い ただくこととなっております。

つきましては、ご質問等がある会員は、支部名、お名前を明記の上、6月2日(月)正午までにファックス (03-3815-1258) もしくは tjs@or.jp 宛にメールにてお寄せください。

ただし、1 議題につき1 人2 つまでの質問とさせていただきます。何卒、ご了承ください。

以上よろしくお願い申し上げます。

## 【総会には会員証をお持ち下さい】